

令和3年度 十勝人チャレンジ支援事業 公募要領

(1) 受付期間

令和3年3月15日(月)～4月19日(月)15時00分まで(必着)

(2) 応募方法

公益財団法人とかち財団まで、ご郵送又はご持参ください。

(3) 応募様式の入手方法

この要領に掲載しているほか、当財団ホームページからもダウンロードいただけます。

ホームページ

(<http://www.tokachi-zaidan.jp/challenge.php>)

(4) 提出、お問合せ先

公益財団法人とかち財団 総合企画部 事業創発支援グループ

住 所 〒080-0012 帯広市西2条南11丁目12番地1
天光堂ビル1階 LAND

電 話 0155-67-7895

電子メール challenge@tokachi-zaidan.jp

【1】事業の目的

起業準備段階の事業（シード事業）や既存事業者における新たなビジネスを社会実装させるため、十勝で地域産業に携わる個人あるいは法人に対し、国内外先進地への調査研究や概念実証（POC）等に必要な経費を補助します。

これにより、十勝における新たなビジネスにチャレンジする人材の促進を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的に実施するものです。

※概念実証（POC）とは、新たなビジネスに向けて、実用化やニーズ適用などが可能か否かを検証するために実施する行為。

【2】応募対象者

応募対象者は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 個人：十勝に居住しており、十勝で事業に取り組む者（学生も可）
法人：十勝管内に商業登記の住所があること。
- 調査研究や概念実証等の明確な事業計画を有している者
- 令和3年4月1日時点で満年齢が20歳以上であること。
- 当該事業も、当該申請者も、令和3年度当財団が実施する他の補助・助成事業に申請していないこと。
- 応募対象者が暴力団等に関与・協力していないこと。

【3】補助対象事業

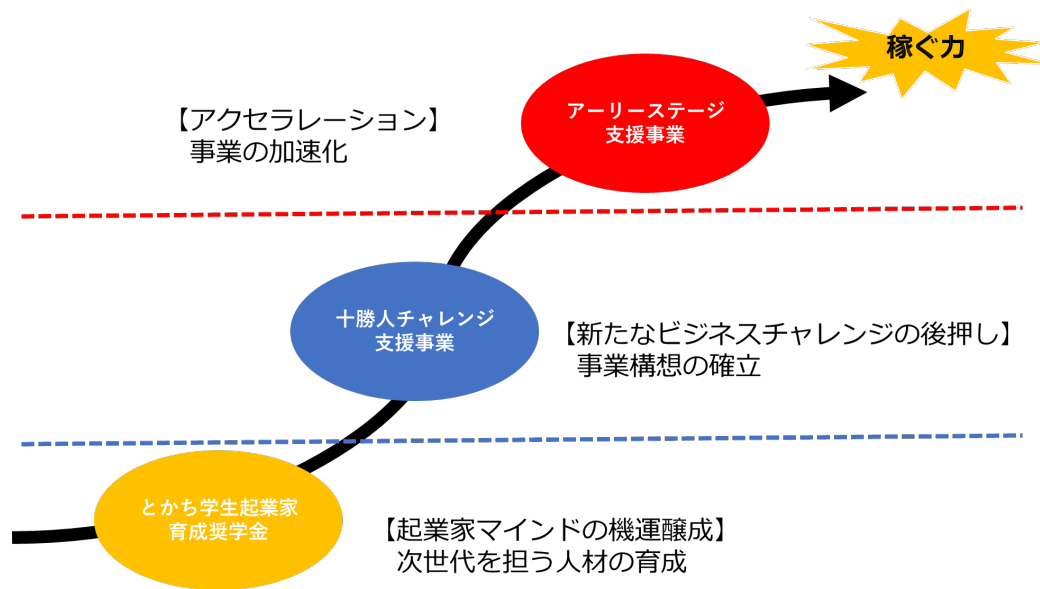
補助金の対象となる事業は、構想段階の事業や起業後間もない事業などを社会に実装させようとする事業です。以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- 事業における課題と解決手法が明確な事業計画であること。
- 十勝において今後の事業展開が明確であること。
- 地域産業への波及効果が見えること。
- 過去に同じ案件で本事業の補助を受けていないこと。

《取組例》

事業構想を確立するために・・・

- ・課題解決に向けた〇〇を外注で製作したい
- ・製作した試作品をマーケティングしたい
- ・新たに輸出に取り組みたいので海外の市場調査を行いたい
- ・海外先進地で〇〇技術を学びたい



【4】補助対象経費、補助率、補助限度額、実施期間

(1) 補助対象経費

事業構想を確立させる上で必要と認められる経費（運転資金は除く）

対象経費
原材料費、治具・工具費、機械装置等購入費、機械装置等の借用に要する経費、役員旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、消耗品費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注加工費、知的財産権取得費、先行技術調査費、試験・分析費、会議費、その他事業構想を確立させるために特に必要と認められる費用

- (2) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (3) 補助限度額 100万円/人(社)
- (4) 実施期間 交付決定後から令和4年1月31日(月)まで

【5】応募手続等の概要

- (1) 受付期間 令和3年3月15日(月)~4月19日(月) 15:00まで (必着)
- (2) 応募方法 下記提出先まで、所定の申請書類をご郵送又はご持参ください。

《申請書類の提出先及びお問合せ先》

担当窓口 公益財団法人とち財団 総合企画部 事業創発支援グループ

住 所 〒080-0012 帯広市西2条南11丁目12番地1
天光堂ビル1階 LAND

電 話 0155-67-7895

電子メール challenge@tokachi-zaidan.jp

(3) 採択予定数 3件以内

(4) 申請書類

以下の申請書類（原本1部、写し7部 [原本がカラーのものはカラーで提出]）をご郵送又はご持参ください。

- ①十勝人チャレンジ支援事業補助金申請書（様式第1号）
 - ②十勝人チャレンジ支援事業事業概要書（様式第1号－別紙1）
 - ③経費明細表（様式第1号－別紙2）
 - ④事業概要がわかる資料（任意様式） 例：会社パンフレット 等
- なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。

【6】選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

選考委員会において、事業内容を以下の評価項目、評価内容により審査し、採択案件を決定します。

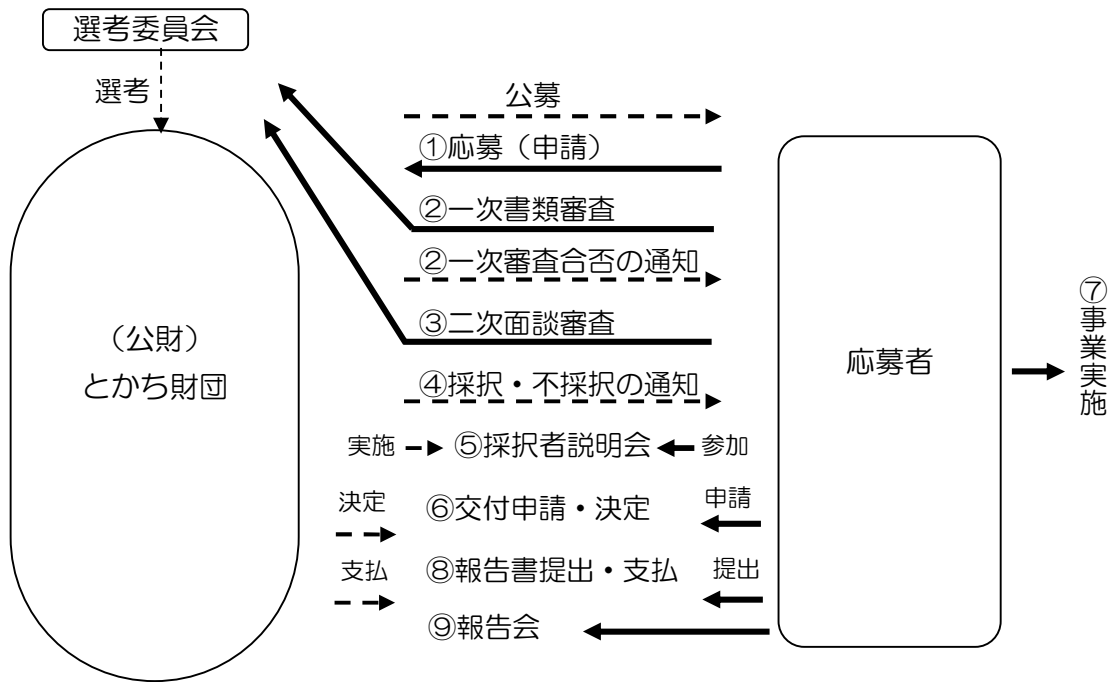
評価項目	評価内容
目標設定・課題認識	設定された目標は明確で具体的か それに対する課題を明確に認識しているか それらは地域事情や社会情勢等に照らして適切か
調査研究・実証内容	調査研究先の選定は具体的かつ適切か 実証しようとする内容は具体的かつ適切か
調査研究・実証後の展開方策	事業計画は良く練られ、具体性・先進性があるか ビジネスとして成立する可能性はあるか
意欲・能力	事業を確立する強い意志が感じられるか
地域貢献度	地域経済波及効果は見込めるか

(2) 選考結果の公表

選考結果については、当財団ホームページ、Facebook等で公開します。

（申請者・事業タイトル・事業の概要等。不採択の場合は公表しません。）

【7】応募・採択スケジュール



① 3月15日(月)～4月19日(月) 応募(申請)

- ・応募にあたっては、事前に事務局までご相談ください。
- ・応募期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。
(内容の修正等も応募期限までに済ませておく必要がありますので、お早めに提出していただくことをおすすめします)。

② 4月下旬～5月下旬 一次書類審査 ～ 合否通知

- ・提出頂いた申請書類による審査を行います。合否が決定次第通知します。

③ 6月中旬 二次面談審査 (一次合格者対象)

- ・選考委員の前で、プレゼンテーション形式で事業内容を発表していただきます。
- ・発表時間は10分間の予定です。(応募総数等によって変動)
- ・その後、選考委員等による質疑応答があります。
- ・実施日時、場所については、別途お知らせします。

④ 6月中旬～下旬 採択・不採択の通知

- ・申請内容やプレゼンテーションの内容を踏まえ、選考します。
(採択時に申請額よりも減額になることがあります)

⑤ 6月下旬(予定) 採択者説明会

- ・採択された方を対象に、本事業についての諸手続きや留意事項について説明いたします。

⑥ 7月上旬 交付申請・交付決定

- ・交付申請書を提出後、交付決定を行います。補助対象の経費は交付決定日以降の経費からとなりますのでご注意ください。

⑦ 交付決定後～事業実施

概算払の請求

- ・補助金の支払時期は、基本的には事業終了後（精算払い）となりますが、自己資金が不足する場合は、事前に補助金額の80%以内の額を支払（概算払い）できます。この場合は、概算払いのための申請が必要になります。
- ・事業の実施は令和4年1月31日（月）までに終了してください。
※事業終了後の支出は対象経費として認められませんのでご注意ください。

⑧ 2月10日（木）

事業報告書の提出

- ・事業実施に係る報告書類の提出は2月10日までに行ってください。
- ・報告書類が提出された後、書類内容を審査し、修正や所定の手続きを経て後、補助金を支払います。（提出から支払いまで、通常3～4週間かかります）

⑨ 令和4年度中

報告会

- ・事業構想の確立した内容と、その後の展開について発表して頂きます。（詳細は別途案内）

【8】その他

(1) 応募書類、応募時の添付書類は採否にかかわらず返却いたしません。

(2) 補助事業の決定の取消し

以下の場合には補助金交付の決定を取り消し、補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

- 事業を中止したとき。
- 補助事業を完了したときに補助事業等実績報告書又は関係書類を提出しない場合
- 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- 関係法規に違反する等、支援事業として適当ではない理由が生じた場合

(3) 事業実施後の責務について

当事業は、十勝の発展に寄与する積極的な人材を育成することで、地域産業を振興し、活力ある地域社会の形成を目的としています。

このことから、事業実施後においても、自らの取組を地域に波及させるため活動していただく必要があります。

また、当財団が主催・実施する各種活動に、参加を要請する場合があることをご承知の上、当事業に応募願います。